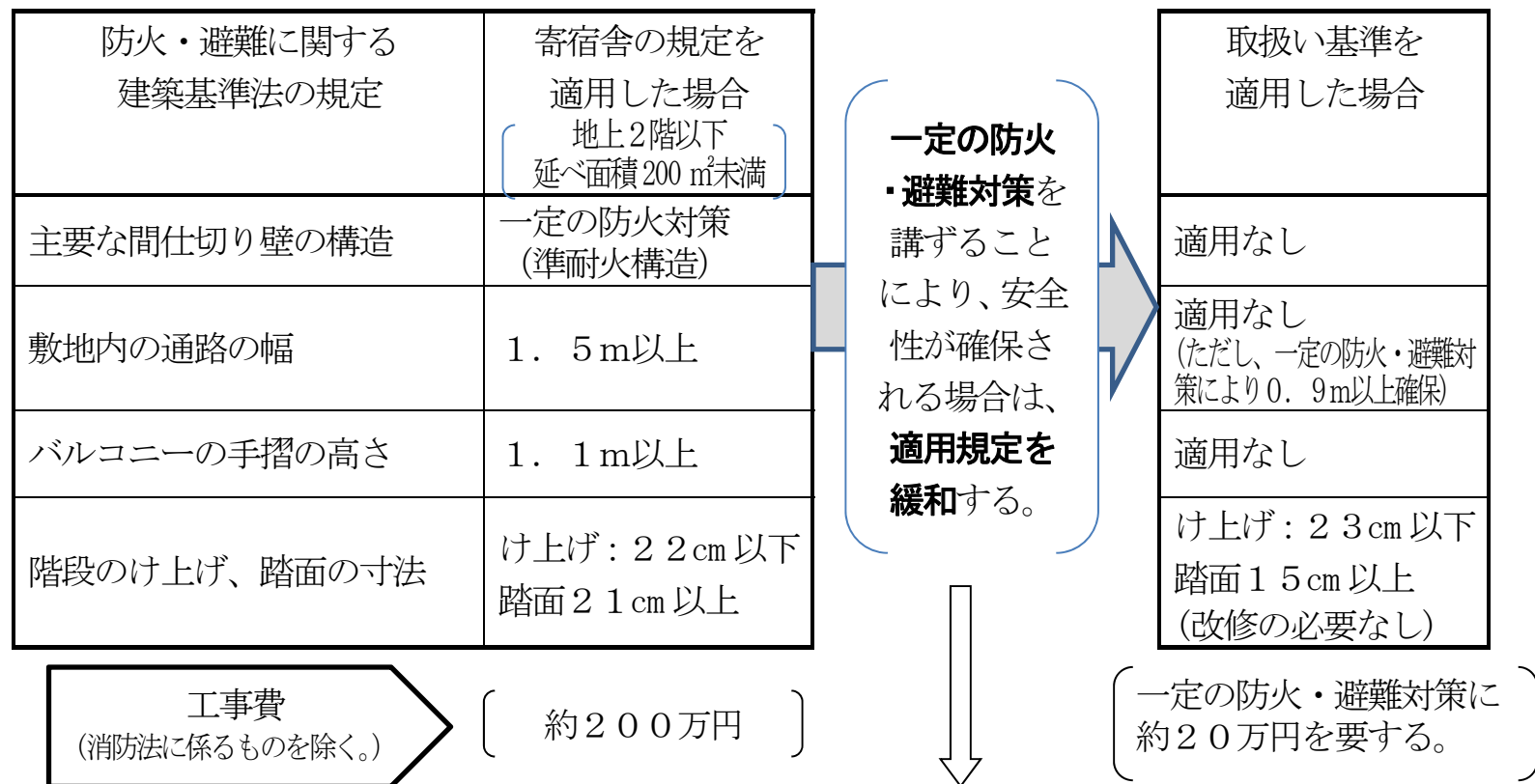


「既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱い案」の概要

1. 対象建築物の規模

地上2階以下、延べ面積200㎡未満の既存の戸建て住宅

2. 一定の防火・避難対策の実施による適用規定の緩和



- 一定の防火・避難対策**
- ◆非常時に早期に覚知できる対策
    - ✓全ての居室、階段及び台所に住宅用防災警報器(連動型)又は住宅用防災報知設備を設置
  - ◆非常時における避難路の確保対策
    - ✓各階に消火器を、当該階の各部分から歩行距離20m以内に設置
    - ✓1階からは掃き出し窓からも屋外に避難可能
    - ✓2階からはバルコニーなどからも屋外に避難可能
    - ✓各就寝室の出入口から1階の屋外への出口までの経路に非常用の照明装置を設置
    - ✓屋外への出口から敷地外に避難できるための幅員90cm以上の通路を確保
  - ◆円滑な避難行動のための対策
    - ✓夜間支援従事者等を配置
    - ✓個々の障害の状態に配慮して居室を割り当てる
    - ✓定期的に避難訓練を実施し、報告

(建築・福祉・消防部局) 協議書で審査

(福祉部局) 非常災害対策計画書で審査

3. 建築基準法の申請手続き不要

一定の防火・避難対策を講ずることにより用途変更の確認申請の提出は不要とする。

4. その他事業所への指導

(1). 協議書審査時の事業所への指導

- ◆避難訓練の強化
  - 年3回以上実施、非常勤職員や夜間従事者も訓練に参加
- ◆非常災害時の連絡体制
  - 関係機関への通報・連絡や、緊急連絡などの具体的な体制整備と掲示の徹底
- ◆火気管理と出火防止対策の徹底
  - 入居者の居室(就寝室)は、禁煙及びろうそく等の裸火の使用禁止
- ◆障害特性に応じた配慮
  - 居室を割り当てる際は、個々の障害の状態に配慮

(2). 開設後の事業所への指導

- ◆毎年度の実施状況の報告
  - 事業者は毎年度、年度報告書を市町村の障害福祉部局に提出する。当該部局は消防本部に助言を求めながら報告書の内容を確認後、県の障害福祉部局に報告
- ◆避難訓練等の実施状況を確認
  - 3年ごとに県・政令市・中核市の障害福祉部局が実施する定期実地指導において、避難訓練等の実施状況を確認